

勝山市農業委員会 議事録

平成29年5月30日

勝山市農業委員会

勝山市農業委員会5月定例農業委員会

1. 開催日時 平成29年5月30日(火)午後2時から3時

2. 開催場所 勝山市役所 3階 第1会議室

3. 出席委員(16人)

会長	1番	松村	勘兵衛
会長職務代理者	2番	中村	栄治
委員	3番	松山	隆重
	5番	鈴木	佐智江
	6番	齋藤	ひと美
	7番	牧野	元恵
	8番	山内	百合子
	9番	但川	よし子
	10番	辻	総八郎
	11番	北山	謙治
	12番	吉川	豊
	13番	大谷	健一
	15番	加藤	駒幸
	16番	吉田	新一
	17番	山口	拓雄
	18番	前田	壽夫

4. 欠席委員(2人) 4番 久保 晴空

14番 下牧 一郎

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見送付について

議案第6号 現況証明願いについて

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画の決定について

議案第8号 農地法第52条第1項の規定による農地の賃貸借情報の提供について

報告 ・平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

・農地法第3条の3第1項の規定による届出について

・農地法第18条第6項の規定による届け出について

・農地の転用事実に係る照会書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂井 茂敏

主幹 黒瀬 しのぶ

主任 中川 洋子

7. 会議の概要

- 事務局 ただいまから5月定例農業委員会を開催いたします。
- 事務局 本日の会議ですが、4番 久保 晴空委員、14番 下牧 一郎委員は、所用のため欠席する旨の届出がありました。
- 事務局 それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長 (挨拶省略)
- 事務局 ありがとうございました。
これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。
- 議長 これより本日の会議に入ります。
まず、事務局より5月分の経過報告を申し上げます。
- 事務局 それでは、5月分の経過報告をいたします。
(説明省略)
- 議長 事務局からの報告はお聞きのとおりです。
なにかご意見、ご質問はありませんか。
- 議長 無いようですので、次に本日の会議録署名委員ですが、11番 北山 謙治委員、12番 吉 川 豊委員 の両名をお願いします。
- 議長 これより議事に入ります。
日程第1 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見送付についてと
日程第2 議案第6号 現況証明願いについては関連していますので、一括して議題といたします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見送付についてと議案第6号 現況証明願いについて関連がございますので一括して説明します。
(説明省略)
- 議長 1番については、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 13番 事務局より詳細な説明があったわけですが、お孫さんが帰ってきて家を建てるということで調べた結果、現在の住居の下も農地であったということで、併せて現況願いで宅地に変更するというので、現在の家の前に建てるということで、やむを得ないと思います。

議長 続きます、2番について現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

8番 第3種の都市計画の農地で、隣も家が建っておりますし、公園もあり家を建てるのに適当な場所であると思います。

議長 以上のおり説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

議長 無いようですので、議案第5号について採決いたします。議案第5号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

議長 異議が無いようですので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見送付については、原案のとおり承認することに決しました。

議長 引き続き、議案第6号について採決いたします。議案第6号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

議長 無いようですので、議案第6号 現況証明願いについては、原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に日程第3 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを説明します。なお、農地法第18条第6項の規定による通知についても関連がありますので併せて説明します。
(説明省略)

議長 以上説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

8番 5番の●●さんは今までどうしていたのですか。自分で作っていたのですか。

事務局 5番の●●さんですが、農地台帳上は利用権が設定されておられません。ご自身でされておられたか、作業を依頼されておられたかはわかりませんが、台帳上はご自身でされておられたことになっております。

議長 誰が作っていたかはわからないが、正式な契約はされていなかったことになります。

15番 この田は、暮見から寺尾に行く途中に作ってあるようなないような田のことですか。

18 番 | それです。

議長 | これより議案第 7 号について採決いたします。議案第 7 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長 | 無いようですので、議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の農用地利用集積の決定について、原案のとおり決しました。

議長 | 次に、日程第 4 議案第 8 号 農地法第 52 条第 1 項の規定による農地の賃借料情報の提供についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 | それでは、議案第 8 号 農地法第 52 条第 1 項の規定による農地の賃借料情報の提供について説明します。
(説明省略)

議長 | 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

7 番 | ホームページに出すのは平均額を出すだけですか。

事務局 | 地域ごとの平均額、最高額、最低額を出します。

議長 | 最近農地中間管理機構と契約しているのがかなりあると思うが、私たちはふつう水面積で契約しているが、機構は登記面積で契約する。その兼ね合いというのはどうですか。

事務局 | これにつきましては、農地台帳から抽出してますので、登記面積になります。

職務代理 | 農地中間管理機構は安いので、全体的に安くなっている。農業公社は水面積で契約している。

7 番 | 相対で 6,000 円、7,000 円で契約していても、水面積を割り返して登記面積に換算しているはずですか。

6 番 | 鹿谷町とか遅羽町は未整備地域のほうが高く、他の地域は基盤地域したほうが高いのですが、どういったことなのでしょう。

事務局 | 抽出したデータが少ないというの、幅が少ないということもあって高く出てしまうこともあります。未整備のほうが件数が少ないということもあっています。

職務代理 | たまたま高く借りていた人がいる、縁故で。これは不自然な形だけど仕方がないよね。

- 7 番 遅羽の場合、土地改良区にも入っていませんし、砂利を掘って大きい区画にしているので、登記上は未整備田なんです。
- 職務代理 筆数は多いけど、1枚の田になっているということですね。
- 7 番 比島は登記をきちんとされたけれども、三室山のあたりは田は大きい但未整備です。そのデータがここにでてきていると私は理解しています。
- 6 番 これを見た感じでは、田舎のほうを整備していなくても高い感じがして、得といたしますか、どうでしょうか。
- 職務代理 以前は決定権があったが、今は参考情報として見てもらえばいいと思いますが。
- 6 番 説明を聞けばわかりますが、聞かないとこれが相場だと思われるのではないのでしょうか。
- 議長 これは余談ですが、砂利を取って大きくした田は所有者はどうなっているのですか。
- 7 番 従前地のままですね。農業公社が現地を見に行ってみたら、公図と現地が全く違うのでよくわからない、なので登記の面積のまま契約した結果がこの数字だと思います。
- 議長 この話とは違いますが、将来自分の持ち分を売ろうとしたときによくわからないのでは困るのではないかと思います。砂利を取った後、登記を直すような規制というものが無いのですか。
- 職務代理 先月の議案で砂利を掘るというのがあったが、1回目はそのままにして、2回目はなかに赤道や青道があるので、公図を修正して払い下げなどをするとなっています。
- 議長 これより、議案第8号について採決いたします。議案第8号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
- 議長 無いようですので、議案第8号 農地法第52条第1項の規定による農地の賃借料情報の提供については原案のとおり決しました。
- 議長 次に報告事項に入ります。(1)平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について(案)及び平成29年度目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを報告願います。
- 事務局 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について(案)及び平成29年度目標及びその達成に向けた活動計画(案)を、事務局で作成しました。これは農業委員会法の規定に基づき報告をしなければならないというもありまして作成しております。

平成 28 年度の点検・評価につきましては数値等は実績と 2015 農業センサスに基づき記載しております。平成 29 年度につきましては平成 28 年度の実勢に基づき記載をいたしました。ご自宅に戻られまして読んでいただき、何かありましたら農業委員会事務局までご連絡をお願いします。

議長 このことについて何かありますか。

13 番 平成 28 年度の 4 の賃借料情報の調査・提供の中で、件数が 1548 件となっておりますが、先ほどの説明とは関係がないのですか。

事務局 これは昨年に報告をしたものになります。

13 番 ということは平成 27 年度分のデータということですね。わかりました。

職務代理 5 ページの農地面積 1940ha、遊休農地 4.9ha で、目標面積 0.5ha に対して 3.5ha で達成状況 700%となっているので良かったと思いますが、9 ページの耕地面積ですが、田の 1980 と畑の 155 合わせても 1935 になるのに遊休農地のこともあるので 1940 のままでいくのですか。

事務局) こちらにつきましては統計に基づきまして田は 1935、畑 155 その他で 5 というところで 1940ha と記載いたしました。

議長 では次に (2) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について事務局より報告をお願いします。

事務局 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告いたします。
(説明省略)

議長 このことについて何かありますか。では次に (3) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてですが、先ほどの農用地利用集積計画の決定について説明しましたので省略いたします。。

議長 では、次に (4) 農地の転用事実に関する照会書について事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、農地の転用事実に関する照会書についてを報告いたします。
(説明省略)

議長 このことについて、何かありませんか。無いようですので、その他に入ります。

議会、農業協同組合、土地改良区より報告がありましたらお願いします。

11 番 6 月 9 日から定例会です。

12 番 土地改良した田でお墓が建っていたりするのですが、今からするとして許可が出て建てられるのかそうでないのか、相談を受けたときにどのようにすればよいのか教えてください。

事務局 今のご質問ですが、土地改良しているいないにかかわらず、現在の法律では「墓地、埋葬に関する法律」の中で、個人でもお墓を持つというのは墓地を経営するということになり、県の許可を得たものに対して、墓地を所有・建てられるということになっております。農地転用して墓地を建てたいという申請がなされたとしても、墓地を経営する許可がとってあるのか、取れる見込みがあるのかどうかも併せて聞かれますし、許可の見込はないと思われまので、実質厳しいと思われま。農業委員会にも同様の相談がありますが、農地転用の許可は出ないと説明しています。

議長 基本的に許可はできません。墓地は経営ということもあり、個人では建てられないことになっています。建てると違反になります。
本日の議題は以上です。次回の定例農業委員会の開催について、事務局より説明をお願いします。

事務局 次回は、6 月 27 日（火）午後 1 時 30 分からの開催となります。

議長 5 月定例農業委員会の議事などがすべて終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。

職務代理 先月の農業委員会でお話をした滝波の件ですが、先日現場を確認しました。車の中から見たときは大したことがないと思っていたのですが、現地をみるとかなりひどいので、農業委員会としてはかなり荷が重いので、どのようにするか検討することとして当面保留とします。先々週の全国農業新聞をみたら 5 番委員の記事が載っておりました。頑張っております。本日はお疲れさまでした。

勝山市農業委員会会議規則第 16 条の規定により、会議の顛末を証するためにこれに署名する。

議 長 松村 勘兵衛

1 1 番 北山 謙治

1 2 番 吉川 豊